

## 砺波地域消防組合利賀分遣所の救急車運行について

### 1. 概要

利賀分遣所の救急車運行について、現在の体制は砺波地域消防組合東分署職員 2 名と、利賀在住の南砺市職員（准救急隊員）若しくは利賀診療所の医師や看護師 1 名で対応している。  
（法的に必須）

しかしながら、利賀診療所の医師や看護師へ負担をかける現在の体制の維持は限界であり、専属で任務にあたる職員の確保が必要であるという認識のもと、令和 2 年 4 月から南砺市の任期付短時間職員を採用し准救急隊員 1 名分を担う体制としたい。

### 2. 准救急隊員の条件

- ✓ 消防署の正規職員であること ※利賀在住職員及び診療所の医師には消防署の併任辞令を交付している
- ✓ 准救急隊員資格を有することが条件 ※研修受講が必要
- ✓ 普通自動車免許を取得していること ※救急車の運転は必須
- ✓ 出来れば利賀村の道や地形などに詳しい者がよい

### 3. 任期付短時間職員の条件及び勤務体制など

【職の区分】 一般職（分限処分・懲戒処分・守秘義務など地方公務員法適用あり）

【任 期】 3 年以内

【勤務体制】 週 2 回程度の勤務（約 31H／週）

※勤務時間 8：30～翌日 8：30（実勤務時間 15:30 時間、その他仮眠時間帯 22：00～翌日 6：00 ほか、休憩時間など）

【給 与】 給料月額 150,160 円（通勤手当、期末勤勉手当など）

【休 暇】 任期の定めのない常勤職員と原則同じ

※募集については、2月号広報・ホームページなどに掲載、2月14日（金）まで募集中

### 4. 運行体制の見直し内容

	現在		R2.4～対応
	8:30-17:30 (9H)	17:30-翌朝 8:30 (15H)	8:30-翌朝 8:30 (実勤務 15:30)
平日	行政センター 職員	利賀在住職員 (村内待機) ・医師等	<b>任期付短時間勤務職員 (1人週 31H = 15:30H×週 2日) ※ 4名でローテーション勤務</b>
閉庁日 (土日祝日)	利賀在住職員 (村内待機)・医師等		